

平成26年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適さないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
耕地課	草津線三雲・甲西間浦川踏切拡幅工事委託	踏切拡幅工事委託	平成26年7月7日	西日本旅客鉄道株式会社	54,156,000	鉄道側の運転保安上または施設の維持管理上においてJR西日本による施工が必要と考えられ、地方自治法施行令167条2第1項2号(類型③「特定の土地・施設等を所有または管理しているものと契約する場合」)により随意契約とする。	2	3ア
耕地課	農業水利システム水利合理化検討業務委託	農業水利システム利用合理化検討業務委託	平成26年7月17日	滋賀県土地改良事業団体連合会	7,344,000	本業務は、地元および土地改良区と積極的な協議調整や、既存施設の状況把握、さらには、短期的・長期的視点から経費軽減に向けた施設の補強・更新計画にも言及し、地区中長期的計画に新たな提案をすることから、土地改良区の実態や、滋賀県が推進するアセットマネジメントを熟知していることが不可欠であり、地方自治法施行令167条2第1項2号(類型③イ「性質又は目的が競争入札に適さない(特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合)」)により随意契約とする。	2	3イ
高島農業農村振興事務所(田園振興課)	安曇川右岸2地区幹線用水路第1工事	用水路改築工用水路補修工	平成26年9月22日	大湖建設	34,020,000	再度入札に付し落札者がいないため。	8	